
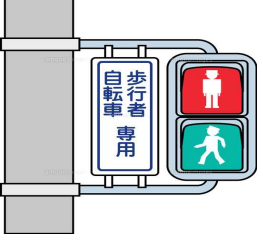


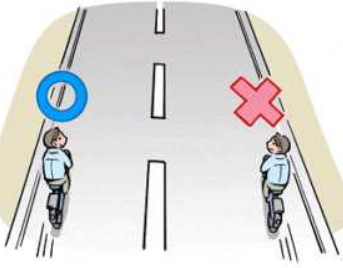










自転車安全運転クイズ解答

| 番号 | 内容 | 答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>普通自転車とは、車体の構造が定められた要件に合った自転車で、他の車両をけん引していない自転車をいいます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl;">普通自転車の基準</div> <div style="text-align: center;">  <p>長さ: 190cm以内 幅: 60cm以内</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px; writing-mode: vertical-rl;">自転車とは</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用車いす歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいいます。</p> </div> </div> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車と普通自転車は、その通行方法等が異なりますので、学科テスト問題を読むときには、注意してください。</u></p> | ○ |
| 2 | <p>自転車で道路を通行するときは、交通のきまりやマナーを守りましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車は、運転免許という資格や条件は必要ではありませんが、人の運転によることには変わりありません。自動車や自動二輪車と同じで、道路を通行する場合は、交通のきまりやマナーを守らなければ、罰則が科せられる場合があります。</u></p> | ○ |
| 3 | <p>自転車で信号交差点を通行するときは、歩行者用の信号機があっても、車両用の信号に従いましょう。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">  </div> <div> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車は車両用の信号に従わなければなりません。</u> しかし、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合や普通自転車が横断歩道を進行する場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。</p> </div> </div> | × |
| 4 | <p>警察官の手信号は、信号機の表示する信号と違っていても手信号に従いましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>警察官は、特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する信号等を行うことができます。</u></p> | ○ |
| 5 | <p>自転車の2人乗りは、どんな場合でも禁止となっています。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>絶対に禁止にはなっていません。</u></p> <p>原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">  </div> <div> <p>大人（16歳以上）が幼児用座席に幼児（6歳未満）1人に限り乗車させることができます。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">  </div> <div> <p>大人（16歳以上）が幼児（6歳未満）2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させることができます。</p> </div> </div> | × |

| | | |
|----|--|---|
| 6 | <p>自転車に乗るときは、安全のためできるだけ自転車乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>子供は、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。</u></p> | ○ |
| 7 | <p>自転車に乗るときは、できるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射器材を使用しましょう。</p> | ○ |
| 8 | <p>自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、自動車と同じく車道を通ることが原則となっています。</p> | ○ |
| 9 | <p>自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行ですが、自転車に限り右側を通行することができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。</u></p>  <p>道路工事などの場合を除き、道路（車道）の中央から左側の部分の左端に寄って通行してください。</p> <p>右側通行はできません。</p> | ✕ |
| 10 | <p>自転車は、車道を通ることが原則ですが、歩道も自由に通ることができます。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自由に歩道を通ることはできません。</u></p> <p>普通自転車が歩道を通行できる場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるときです。 ○ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときです。 ○ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときです。  | ✕ |
| 11 | <p>普通自転車が歩道を通るときは、歩行者優先で歩道の車道寄りを徐行しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>歩道の車道寄りの部分又は、道路標識により通行すべき部分が指定されている部分を徐行です。（徐行とは、ただちに停止できるような速度で進行することをいいます。）</u></p> <p>歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止して歩行者の通行を妨げないようにすること（歩行者の通行を妨げ、または歩行者の安全をそこなうおそれがあるときは、歩道では自転車から降りて押して歩くようにしましょう。）</p> | ○ |

| | | |
|-----------|--|----------|
| <p>12</p> | <p>横断歩道は歩行者が横断するための場所です。通行するときは、必ず自転車から降りて押して横断しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>横断歩道を通行するときは、必ず自転車から降りる必要はありません。</u></p> <p>○ 自転車横断帯があるときは、道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯によって道路を横断しましょう。</p>  <p>○ 横断歩道があるときは、(自転車横断帯がない場合)道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができます。</p> <p>ただし、横断中の歩者がいるときなど、<u>歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降り、自転車を押して横断歩道をわたります。</u></p> | <p>×</p> |
| <p>13</p> | <p>一時停止の標識があるところでは、自転車も一時停止をして、安全を確かめ通行しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車も、一時停止となります。</u></p>  <p>道路標識により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前(停止線がないときは交差点の直前)で一時停止し、安全を確認しなければなりません。</p> | <p>○</p> |
| <p>14</p> | <p>自転車が交差点を右折するときは、あらかじめ道路中央に寄り、注意して右折するようにしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車が交差点を右折するときは、二段階右折となります。</u></p>  <p>できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落としてまがらなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって自転車の向きを右に変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。</p> </div> | <p>×</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 15 | <p>他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転や競争したりしてはいけません。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>他の自転車と並んで通行することはできませんが、普通自転車は「並進可」の標識がある道路では、2台までに限り並進することができます。</u></p>  | ○ |
| 16 | <p>自転車を運転しながら携帯電話の通話や操作したり、傘を差したりする行為はいけません。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車も違反行為として、法律で禁止されています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を運転しながら携帯電話を手を持って通話したり、メールなどをしてはいけません。 ○ 傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。 ○ イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。 | ○ |
| 17 | <p>ベルやブザーなどの警音器は、歩行者に知らせるため積極的に使用しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>ベルやブザーなどの警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するとき。</u> <u>危険を防止するためやむを得ないとき。</u>のみに使用し、歩道などでみだりに鳴らしてけません。</p>  | × |
| 18 | <p>自転車で交通事故を起こしても、責任を問われることはありません。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>自転車で交通事故を起こすと、過失致死罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じますので、任意保険に加入すなどの備えが必要です。</u></p> | × |
| 19 | <p>緊急自動車が近づいてきたときに、交差点やその付近では、交差点を避けて道路の左端に寄って一時停止しましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>交差点やその付近以外のところでは、道路の左端に寄って進路をゆずらなければなりません。</u></p>  | ○ |
| 20 | <p>踏切では、左右の安全を確実に確認すれば、自転車に乗ったままゆっくりと通行するようにしましょう。</p> <p>チェックポイント</p> <p>※ <u>踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全確認をした後でなければ進行してはいけません。</u> <u>自転車は、必ず手前で停止の合図をして一時停止し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたりましょう。</u></p>  | × |